

○障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則

平成三十年十二月二十五日

福島県規則第八十三号

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則をここに公布する。

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（平成三十年福島県条例第八十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第二条 条例第十七条第一項の規定により助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、助言（あっせん）申立書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

(身分証明書)

第三条 条例第十八条第四項の証明書は、様式第二号によるものとする。

(助言又はあっせんを行わない旨等の通知)

第四条 知事は、福島県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）から、条例第二十一条第四項の規定による助言又はあっせんを行わない旨の報告を受けたときは、第二条の申立書を提出した者（次項において「申立人」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

2 知事は、調整委員会から、条例第二十一条第四項の規定によるあっせんが終了し、又はあっせんに打ち切った旨の報告を受けたときは、申立人及び障がいを理由とする差別をしたと認められる対象事案の当事者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

(公表の方法等)

第五条 条例第二十三条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により、行うものとする。

- 一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地）
- 二 勧告の内容
- 三 公表の原因となる事実

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

助言(あっせん)申立書

年 月 日

福島県知事

申立者 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例(平成30年福島県条例第85号)第17条第1項の規定に基づき、次のとおり助言(あっせん)を求めます。

- 1 障がいを理由とする差別を受けたとされる者
  - (1) 住所
  - (2) 氏名
- 2 障がいを理由とする差別をしたとされる者
  - (1) 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)
  - (2) 氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- 3 対象事案の概要
- 4 求める助言(あっせん)の内容
- 5 その他参考となる事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第2号(第3条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書
写 真	氏 名
	生年月日 年 月 日生
上記の者は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例(平成30年福島県条例第85号)第18条第1項又は第2項に規定する調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	福島県知事 印

(裏)

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例(抜粋)
(事実の調査)
第18条 知事は、前条の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。
2 知事は、必要があると認めるときは、相談員に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。
3 対象事案の当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前二項の調査に協力しなければならない。
4 第1項の調査を行う職員又は第2項の調査を行う相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則（令和三年規則第二八号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和六年規則第三四号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（令3規則28・一部改正）

様式第2号（第3条関係）